

生駒市規則第 28 号

生駒市下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 1 1 月 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市下水道事業会計規則の一部を改正する規則

生駒市下水道事業会計規則（令和 2 年 3 月生駒市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条中「生駒市」を「全国」に改める。

第 2 5 条第 3 項第 1 3 号中「還付預り金」の次に「及び預り保証金」を加える。

第 4 7 条第 1 号キ中「カまで」の次に「及びケ」を加え、同条第 2 号カを同号キとし、同号オ中「アからエまで」を「アからオまで及びキ」に改め、同号オを同号カとし、同号エの次に次のように加える。

オ ソフトウェア

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 2 条の改正規定は、令和 4 年 1 1 月 4 日から施行する。